

## 北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北海道内における高齢者による交通事故の抑止を図るため、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを行う「北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度」の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証で、同法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法104条の4第1項の規定による取消しを申請し、同法第107条第1項第1号の規定により運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。

### (制度の対象者)

第3条 本制度の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、道内市町村の住民基本台帳に記録されている満年齢が65歳以上の者
- (2) 運転経歴証明書の交付を受けている者

### (制度の内容)

第4条 道は、本制度に協賛し、前条に規定する対象者に対して、運転経歴証明書の提示等により、各種の特典（サービス）を提供する事業者を北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度協賛事業者」（以下「協賛事業者」という。）として登録し、その取組の周知を図ることとする。

### (協賛事業者の登録要件)

第5条 協賛事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本制度の対象者に特典（サービス）を提供することが可能な事業活動を行っており、道内に事業所（店舗）を有すること。
- (2) 特典（サービス）の内容が本制度の趣旨にふさわしいものであること。
- (3) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は第7条に規定する暴力団関係事業者その他反社会的団体又はそれらの団体の活動への関与が認められる者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

### (協賛事業者の登録)

第6条 協賛事業者の登録を受けようとする事業者は、北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度協賛事業者登録申込書（様式1）を書面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第7条及び第9条第1項において同じ。）により提出するものとする。

- 2 道は、前項による申込みがあった事業者について、登録を適当と認めるときは、当該事業者を協賛事業者として登録し、協賛店ステッカーを交付する。
- 3 協賛事業者は、協賛店ステッカーを当該店舗の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 協賛事業者は、登録申込書に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめ北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度協賛事業者登録内容変更届(様式2)を書面又は電磁的記録により提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 道は、協賛事業者が次の各号に該当するときは、当該協賛事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度協賛事業者登録申込書(様式1)又は北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度協賛事業者登録内容変更届(様式2)に虚偽の記載があったとき。
  - (3) その他協力事業店として適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定による登録の取消しを受けた事業者は、第6条第2項の規定により交付された協賛店ステッカーを速やかに撤去するものとする。
  - 3 第1項の規定による登録の取消しにより損失が生じた場合、その損失は当該事業者の負担とする。

(登録の終了)

第9条 協賛事業者は、特典(サービス)の提供を終了したいときは、あらかじめ北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度協賛事業者登録終了届(様式3)を書面又は電磁的記録により提出する。

- 2 登録終了時には、協賛店ステッカーを撤去するものとする。

(情報提供)

第10条 道は、前4条の規定により、協賛事業者を登録し、その登録内容を変更し、その登録を終了し、又はその登録を取り消した場合、その内容について、道内市町村に対し、情報提供を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 協賛事業者は、本制度による特典(サービス)を提供するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。